

労災レセプト電算処理システム マスタファイル仕様説明書の一部訂正

令和3年1月29日

マスタ	項番	項目名	内容	備考
医科診療行為労災補助マスタ	9	労災算定不可区分	<p>内容の変更</p> <p>当該診療行為が労災保険で算定可能かを表す。</p> <p>0：健保・労災において算定可能</p> <p>1：労災のみ算定可能</p> <p>2：健保のみ算定可能</p> <p>→</p> <p>当該診療行為が労災保険で算定可能かを表す。</p> <p>0：健保・労災（診療費・アフターケア）において算定可能</p> <p>1：労災（診療費・アフターケア）のみ算定可能</p> <p>2：健保のみ算定可能</p> <p>3：労災のうちアフターケアのみ算定可能</p>	
特定器材労災補助マスタ	—	—	新規作成	
労災アフターケア委託費対象傷病マスタ	—	—	新規作成	